

公益社団法人青森県物産振興協会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県物産振興協会定款第28条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 報酬及び退任慰労金
- (2) 非常勤の理事 報酬
- (3) 監事 報酬

2 常勤の理事に対する退任慰労金は、前項第1号の規定にかかわらず、県又は県公社等を退職した者で常勤の理事に選任された者については支給しない。

(常勤の理事の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬は年額とし、その額は別表第1に定める額とする。

2 常勤の理事に対する退任慰労金は、退職の日におけるその者の報酬の年額の12分の1に相当する額に、別表第2に定める在任期間の区分毎に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(非常勤の理事の報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤の理事に対する報酬は、協会の事業の実施等に係る業務（理事会、総会及びその他の会議等への出席に係る業務を除く。）について、別表第3に定める額を支給する。

(監事の報酬の額の算定方法)

第5条 監事に対する報酬は、その監査に係る業務（理事会及び総会への出席を除く。）について、別表第4に定める額を支給する。ただし、監事又は監事の所属団体等から報酬の受領を辞退する旨の申し出があった場合は、報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬は、年額の12分の1に相当する額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 常勤の理事に対する退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後1か月以内に支給する。

3 非常勤の理事及び監事に対する報酬は、業務終了後15日以内に支給する。

- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（常勤の理事の報酬の額の日割計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の理事が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（県職員である役員報酬等）

第8条 青森県の一般職の職員である理事の報酬、退任慰労金の額及び支給方法等は、第1条から前条までの規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の適用を受ける者の例による。

（退任慰労金の減額等）

第9条 常勤の理事が次の各号の一に該当する場合には退任慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 在任中において、協会の事業運営に重大な支障をきたした場合
- (2) 在任中において、協会の社会的信用を傷つけ、又は職務上知り得た秘密を漏らし、協会に損害を与えた場合
- (3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合
- (4) 常勤の理事として当然果たすべき善管注意義務を怠り、理事会において減額又は不支給が適当と認められた場合

（委任）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社団法人青森県物産振興協会常勤役員報酬規程（平成22年4月1日施行）は廃止する。
- 3 社団法人青森県物産振興協会役員退任慰労金支給規程（平成23年4月1日）は廃止する。

4 社団法人青森県物産振興協会監事の報酬に関する規程（平成23年4月1日）は廃止する。

附則（平成24年5月24日改正）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

専務理事	年額5,100,000円
常務理事	年額4,200,000円

別表第2（第3条第2項関係）

在任期間	乗じる割合
10年以下	在任1年につき 100/100
11年以上～20年以下	在任1年につき 120/100
21年以上	在任1年につき 130/100

※在任期間は、常勤の理事として引き続いた期間とし、在職期間に1年未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

別表第3（第4条関係）

業務の区分	報酬の額	
	県外又は海外出張による場合	県内出張による場合
1日当たり (業務が5時間以上8時間未満の場合)	12,000円	6,000円
1時間当たり (業務が5時間未満の場合)	2,400円	支給しない

別表第4（第5条関係）

業務の区分	報酬の額	
	公認会計士又は税理士である監事	左記以外の監事
1日当たり (業務が5時間以上8時間未満の場合)	36,500円	12,000円
1時間当たり (業務が5時間未満の場合)	7,300円	2,400円